

教生学第 472 号
平成 28 年 8 月 9 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

海水浴等に伴う事故防止について (通知)

このことについては、これまでも児童生徒に対する指導をお願いしてきたところですが、過日、後志管内の小樽市において、遊泳中の高校生が死亡する事故が発生しました。

今回の事故は、海と河口の合流地点付近のため潮の流れが変わりやすく、過去にも同様の事故が起こっている遊泳に適さない区域で発生しております。

道内においては気温の上昇に伴い、児童生徒が海水浴場に出向いたり、水辺で活動したりする機会が増加することから、今後も海や河川等における水難事故の発生が懸念されます。

については、次の事項を参考として、児童生徒の水難事故防止に万全を期すよう、改めて指導願います。

記

- 1 海での遊泳については、海水浴場に指定されていない場所や遊泳禁止場所では、絶対に行わないよう指導すること。
- 2 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びなどに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行することや、危険な場所には絶対に立ち入らないことについて指導を徹底するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣付けること。

【参考通知】

「海水浴に伴う事故防止等について」 (平成 28 年 6 月 28 日付け教生学第 325 号)

「河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について」 (平成 28 年 4 月 28 日付け教生学第 107 号)

(生徒指導・学校安全グループ)